事 務 連 絡 平成21年5月25日

文部科学省企画・体育課所管特例民法法人御中

文 部 科 学 省 スポーツ・青少年局 企 画 ・ 体 育 課

新型インフルエンザに関する対応について

今回の新型インフルエンザについては、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることを踏まえ、政府においては、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、5月1日に決定した政府の「基本的対処方針」を改定し、厚生労働大臣が学校の臨時休業の要請等についての運用指針を別途定めることとされました(別紙1~3参照)。なお、5月16日の「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては今回の「基本的対処方針」に盛り込まれております。

また、文部科学省においても、同日、文部科学省新型インフルエンザ対策本部を開催したところです。

ついては、厚生労働省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報にも御注意いただくとともに、改定された「基本的対処方針」等に基づき、下記の点に留意するなど、適切に対応いただきますようお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動 向に御注意くださるようお願いします。

記

- 1 外出については、自粛要請は行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなる べく避けるとともに、手洗い、混み合った場所等でのマスク着用、咳エチケットの徹 底、うがい等を呼びかけること。
- 2 集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わないこととするが、引き 続き、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検 討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請すること。
- 3 海外渡航については、引き続き外務省の渡航関連情報及び感染症危険情報等を注視し、適切に対応すること。なお、外務省の渡航関連情報では、メキシコの取扱いについて、他の感染者発生国と同様の取扱いとなったので留意すること。

(参考)

(別紙1)基本的対処方針(新型インフルエンザ対策本部 平成21年5月22日改定) (別紙2) 「基本的対処方針」Q&A

(別紙3)医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(平成21年5月22日厚生労働大臣決定)

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間:午前9時~午後6時30分(平日、休日ともに)

電話番号:03-6734-2957

○参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html

(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html

(外務省ホームページ)

http://www.anzen.mofa.go.jp/

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省:03-5253-4111 (代表)

スポーツ・青少年局企画・体育課企画係(内線2673)